(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者が家庭内での急病や事故等の緊急時に 迅速、適切な対応を行うための連絡体制を確保し、その不安を解消することにより、住み慣れた地域 での在宅生活を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 電話による定期的な利用者の安否確認
 - (2) 装置による利用者からの緊急通報の受信
 - (3) 家庭内の事故等緊急時における適切な対応
 - (4) 関係者及び関係機関への連絡

(事業の委託)

第3条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる者にサービスの実施を委託する。

(対象者)

- 第4条 この事業の対象者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市において記録されている者であって、扶養義務者が安否確認できない又は緊急時に駆けつけることが困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 65 歳以上のひとり暮らしの者
 - (2) ひとり暮らしの重度身体障害者
 - (3)前2号に掲げる者のほか、装置の設置を希望し、かつ必要性があり設置に係る費用全額を負担する者
 - (4)前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(申請)

第5条 安心安全コールサービス(以下「サービス」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安心安全コールサービス利用申請書(以下「申請書」という。)に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときには、速やかに、第4条に規定する要件及びサービスの必要性を審査し、サービスの可否について決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定によりサービスの可否を決定したときは、安心安全コールサービス事業利用決定(却下)書により当該申請者に通知するものとする。

(実費負担)

第7条 サービスの利用者(以下「利用者」という。)が負担する装置に係る費用については、別表に掲 げる基準に基づき決定するものとし、利用者はこれを遅滞なく支払わなければならない。

(管理義務)

第8条 利用者は、適正な管理の下で装置を使用するものとし、目的以外に使用し、譲渡し、転貸し、 又は担保に供してはならない。

(届出義務等)

- 第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第5条の申請書の記載事項に変更があったとき。
 - (3) サービスの利用を中止するとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【別表】(第7条関係)

対象者	実費負担(月額)
○生活保護受給者 ○住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	
○住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	無料
○住民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万以下の者	
○住民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円を超える者	
○世帯の誰に住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり前年の合計所得金額+課税年金収入額が	500 円
80 万円以下の者	
○世帯の誰に住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり前年の合計所得金額+課税年金収入額が	
80 万円を超える者	1,000 円
○本人に住民税が課税されている者	
○第4条第3号に基づき設置を行う者	2,475 円